○厚生労働省令第百十八号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第五号及び第三十七条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十八第三号ハ中「有機溶剤又は」を「有機溶剤若しくは」に改め、「有機溶剤含有物」の下に「又は特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等」を加える。

第四十六条の十九第三項第四号中「有機溶剤業務」の下に「又は特定化学物質障害予防規則第二条の二第一号の特別有機溶剤業務」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第八号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄中「及び独立行政法人都市再生機構」を「、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の成立の日から適用する。